

# 一般社団法人 ACTO 日吉 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 ACTO 日吉と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。  
これを変更又は廃止するときも同様とする。

(目的)

第 3 条 当法人は、「港北区箕輪町二丁目地区地区計画」の区域（以下、対象地区）を中心としたエリアにおいて、地域住民、企業、地域教育機関、地域活動団体、行政等の多様な主体と連携しながら、安全・安心に暮らし続けられ、次世代につながる魅力あるコミュニティづくりを地域ぐるみで推進し、魅力的な暮らしの未来を創り・育てるまちの実現を目指し、次の方針に基づくエリアマネジメントの取組を推進することを目的とする。

- (1) 多世代が交流できる場や機会をつくり、協働で地域の課題解決や魅力向上に取り組める環境をつくる
- (2) 地域教育機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちとの触れ合いや学びの機会をつくる
- (3) 防災拠点を核として地域ぐるみで災害時に備え、助け合える関係を築く
- (4) 地域ぐるみで子どもの成長を見守り、支える環境をつくる
- (5) 地域の自然、歴史や文化、産業などを知り・学ぶ機会をつくる
- (6) 誰もが環境に配慮した暮らしができるための取組をすすめる
- (7) 綱島街道を軸とした地域の魅力向上や特色ある景観づくりの取組をすすめる
- (8) 若い世代が地域づくりに関心を持ち、参加する機会をつくる
- (9) 多様な働き方や、地域での活躍を可能にする仕組みや場を提供する

- (10) 地域の課題解決や魅力向上に向けた、柔軟な発想による創造的な取組を  
応援する

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「港北区箕輪町二丁目地区地区計画」に定められた広場の活用に関する  
事業
- (2) エリアマネジメントで活用する地域貢献施設及び連携する施設の運営に  
関する事業
- (3) 魅力あるコミュニティづくりに関する事業
- (4) エリアマネジメントの推進に資する人材育成に関する事業
- (5) エリアマネジメントの情報発信に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) その他、前各号に掲げるものに附帯する又は関連する一切の事業

(機関)

第5条 当法人は、社員総会、理事会、理事及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は、次の4種の会員（以下、会員）とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）上の社員とする。

(1) 正会員

第3条の目的に賛同し、対象地区内に存する建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合及び、地域貢献施設の所有者である法人（その法人のグループ会社を含む）

(2) 一般会員

第3条の目的に賛同する個人又は団体

(3) 賛助会員

第3条の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(4) 特別会員

対象地区を中心としたエリアで活動し、第3条の目的に賛同する団体

(入会)

第8条 入会希望者は、第3条に賛同し、理事会が別に定める会員規約に基づく入会申請をし、当法人の会員IDの発行をもって入会したものとする。

2 ただし、入会の可否については、理事会が別に定める会員規約に基づき判断し、これを申請者に通知するものとする。

(会費)

第9条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、会員規約に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 破産手続き開始の決定を受けたとき

(5) 会員である個人又は団体が第7条の要件を失ったとき

(6) 正当な理由なく、会費を6ヶ月以上滞納したとき

(7) 除名されたとき

(8) 自己（自己が団体又は法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が該当する場合を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、反社会的勢力）であるとき、又は、反社会的勢力の意向、影響を受けて会員となっているとき

(9) 総正会員の同意があったとき

(10) 当法人が解散したとき

(退会)

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対し申出を行うこととする。

2 前項の退会届による退会は、当法人が退会届を受理し、かつ退会希望日が到達した時点で退会したものとする。

3 正会員は、前項の退会をもって一般社団法人の退社とする。

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) 法もしくは法に基づく命令もしくはこれらに基づく処分、又は当法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

(3) 当法人が運営する地域貢献施設の利用規約に反したとき

(4) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般法人法における社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

## 第 3 章 社員総会

(種類及び開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開会日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法により議決権の行使を認める場合は、開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

4 すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 19 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事（以下、役員）の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散
- (6) 事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めたもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令において定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、代理人への委任によって議決権を行使することができる。この場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署

名をする。

3 第1項の議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。なお、従たる事務所を置くときは、当該従たる事務所に5年間議事録の写しを備え置くものとする。

(社員総会規則)

第25条 社員総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営規約による。

## 第4章 役員

(定数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 役員は、正会員以外の者からも選任することができる。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第26条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は、無報酬とする。ただし、役員には、社員総会の決議に基づき、その業務の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その業務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要



な事実を理事会に報告しなければならない

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (2) 規約の制定、変更及び廃止
- (3) 業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- (6) 事務局の設置
- (7) 事務局長の選任及び解任
- (8) 第52条に規定する部会の設置と部会長の承認
- (9) 当法人の財産管理の方法及び管理の実施
- (10) その他必要な事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、法令で定める体制の設備

(6) 役員の実任の一部免除

3 当法人の業務を執行する代表理事等は、毎事業年度に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常の理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 前条第3項に定める理事会を通常の理事会とし、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上招集する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に招集する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに通知するものとする。

3 前条第3項の第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、代表理事は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議決権)

第39条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(議長)

第40条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故又は支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から、その理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。
- 3 第 1 項の議事録は理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規約による。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出等)

第 46 条 当法人は、会員及び役員並びに第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲で行う返還についてはこの限りでない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 47 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 監事は、社員総会において、監査報告をしなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、事務局が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告をしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に報告（第 2 号及び第 5 号を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類の他、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定

款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不配当)

第 50 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 事務局

(事務局職務と人事)

第 51 条 当法人は、事務局を設置し、これによって事務全般を処理する。

2 事務局の人員の任免等は、理事会の承認を経て代表理事が行う。

## 第 9 章 部会

(部会)

第 52 条 当法人は、理事会の決議により、部会を置くことができる。

2 理事会の決議により部会の運営規約を定める。

3 部会の部会員は全員、会員とする。

4 部会長は、部会の互選決議によって部会員の中から選定する。

5 部会は部会長の指示の下、第 4 条に掲げる事業を計画・実施する。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 54 条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 55 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 56 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 58 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

(設立時正会員の氏名及び住所)

第 59 条 設立時正会員の名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 2 号

設立時正会員 野村不動産株式会社

住所 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 2 号

設立時正会員 野村不動産パートナーズ株式会社

(設立時役員の名)

第 60 条 設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 川合通裕、平賀堅太郎、小山田哉

設立時代表理事 川合通裕

設立時監事 松本恒

以上、一般社団法人ACTO日吉設立のため、下記発起人の定款作成代理人である司法書士法人清水事務所 社員 佐藤洋二郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年11月22日

設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋誠一

設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産パートナーズ株式会社 代表取締役 福田明弘

上記代理人 千葉市中央区新田町36番3号  
司法書士法人清水事務所  
社員 佐藤洋二郎